

町田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

第1 目的

この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項の規定に基づく排水設備として公共下水道へ接続するディスポーザ排水処理システムの取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公共下水道施設の機能を健全に維持することを目的とする。

第2 定義

この要綱において「ディスポーザ排水処理システム」とは、生ごみを破砕する装置（以下「ディスポーザ部」という。）で破砕した生ごみを含む排水を、当該排水の汚濁を低減するための処理をする装置（以下「排水処理部」という。）で処理してから公共下水道に排除する機器の総体をいう。

第3 関係書類の提出

1 ディスポーザ排水処理システムに係る排水設備の新設等（町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号。以下「条例」という。）第5条に規定する「排水設備の新設等」をいう。）を行おうとする者は、条例第6条の規定により排水設備の計画の確認を受けようとするときは、町田市下水道条例施行規則（平成3年4月町田市規則第19号）第4条第1項の排水設備計画確認申請書又は排水設備計画確認変更申請書に、同条第2項第5号に掲げる書類として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）による規格適合評価及び製品認証を受けたことを示す書類の写し
- (2) ディスポーザ部及び排水処理部の構造及び性能を示す書類の写し
- (3) ディスポーザ排水処理システムに係る排水配管系統を示す平面図及び系統図
- (4) 定期的な排水処理部の清掃、汚泥の引抜き等ディスポーザ排水処理シス

テムの性能確保に必要な維持管理に関する業務委託契約書の写し（申請時に当該維持管理に関する契約を締結していない場合にあつては、維持管理業務委託契約確約書）

(5) ディスポーザ排水処理システムの保守点検、処理水水質検査等の維持管理に係る計画を示す書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する排水設備の新設等には、ディスポーザ部又は排水処理部の交換のみを行う場合で、次の各号のいずれかに該当するものは含まないものとする。

(1) 生物処理タイプのディスポーザ排水処理システムについて、ディスポーザ部を前項第1号に規定する規格適合評価及び製品認証を受けたものに交換する場合

(2) 機械処理タイプのディスポーザ排水処理システムについて、ディスポーザ部及び排水処理部を既設のものと同じの機種に交換する場合

3 第1項の規定にかかわらず、機械処理タイプのディスポーザ排水処理システムであつて、同項第1号に規定する規格適合評価及び製品認証を受けていないものについては、協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）に適合することを示す書類をもって、同号に掲げる書類に代えることができる。

4 第1項第4号の維持管理業務委託契約確約書を提出した者は、同号の維持管理に関する契約を締結したときは、速やかに同号の業務委託契約書の写しを提出しなければならない。

第4 認証マークの表示等

1 第3第1項第1号に規定する製品認証を受けたディスポーザ排水処理システムには、その機器の見やすい箇所に、協会が付与する認証マークを常に表示しておくものとする。

2 前項に規定するディスポーザ排水処理システムに係る条例第7条第1項の規定

による工事の完了の届出は、町田市下水道条例施行規則第6条第1項の排水設備工事完了届に、前項の認証マーク及びその表示された箇所を確認できる写真を添付して行うものとする。

第5 維持管理等

- 1 下水道法第10条第2項の規定により排水設備の清掃その他の維持を行うものとされた者（以下「管理者」という。）は、第3第1項第5号に規定するディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る計画に従い、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 管理者は、前項の維持管理に関する資料を当該維持管理に係る清掃、点検等の実施後3年間保管するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要があると認めるときは、管理者に対して前項に規定する資料の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する契約の相手方を変更したときは、速やかに、第3第1項各号に掲げる書類のうち変更のあったものを市長に提出するものとする。

第6 製造者等の役割

ディスポーザ排水処理システムの製造又は販売を行う者は、当該ディスポーザ排水処理システムを販売するときは、その管理者となる者に対して次に掲げる事項について説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理については、専門の維持管理業者との契約が必要であること。
- (2) 市長の維持管理に関する指導等に協力する必要があること。

第7 管理者の地位の承継

- 1 管理者は、ディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡、貸付け等を行うときは、新たに当該ディスポーザ排水処理システムの管理者になる者に対し

て第6各号に掲げる事項について説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

2 前項の規定により新たに管理者となった者は、速やかに、第3第1項第5号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、2003年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。